



## 長野県の部落差別の歴史を視察して ～墓石に刻まれた差別戒名(かりめい)など～

平成23年5月26日（木）、横浜国際人権センター・杉藤会長の企画とご案内により、長野県佐久市にある信州農村開発史研究所（部落史の研究で有名）と差別戒名のある墓地を視察しました。

上記研究所は、1978年頃に旧・A村の被差別部落で差別事件（※）が相次いだことから、部落の人々が抗議運動に立ち上がり、「自分たちの部落の歴史が知りたい」と考え、既に学習院大学に寄贈されていた貴重な古文書（約2万点）を返還してもらい、同大学研究員の齋藤洋一氏を主任研究員に招き 1980年に村営施設として設立しました。

（※ある人の家の玄関扉に「チョーリップ（部落民）の住む土地は、ミマヨセ（地元の地名）には一坪も無い。早く出て行け 区民一同」と張り紙された事件など）

以来約30年間、広く地域の被差別部落の歴史を明らかにしてきました。また、それによって明らかになった歴史的事実を「学校同和教育」や「社会同和教育」に生かすべく、出版活動や啓発活動を活発に行い、長野県内のみならず、全国的にも高い評価を得ました。

今回の研修で特に印象に残った、信州農村開発史研究所・齋藤洋一所長の言葉をご紹介します。



信州農村開発史研究所にて、齋藤所長（左）より部落の歴史（研究）の話を聞く。

- ・ A村の被差別部落の人々は、「自分たちがなぜ差別をされるのか、その理由を知りたい」という熱い気持ちから、「自分たちの手で自分たちの歴史を掘り起こそう」と行動し、それが信州農村開発史研究所の設立につながった。
- ・ 研究により、A村に部落の人々が住むことになった理由が分かった。  
警備役（番役）として村から請われて移り住み、体を張って村人を守る危険な役目に従事してきた。また、死者や斎牛馬の処理、清掃など「ケガレ」を「キヨメ」る役を担ってきた。  
こうした史実を正しく学び理解し、多くの人に伝えていくことが、無意味な差別意識や偏見を無くしていくうえで重要である。
- ・ これまで、部落差別は政治権力がつくったものとする見方が有力だったが、そのように考えているかぎり、差別を無くすることはできないのではないか。
- ・ 差別は、私たちみんなで作り、維持してきた。いいかえれば、私たち一人ひとりの問題としてとらえ、無くしていこうとしないかぎり、差別を無くすることはできないのではないか。
- ・ 被差別民が、ただ差別と貧困にあえいできたわけではなく、自らの役割と生業を通じて自らの生活を支えるとともに、さまざまな分野で社会に貢献してきた。
- ・ それだけでなく、人が人を差別することは間違っている、自分たちも同じ人間だと声をあげ、差別と戦ってきたことも、部落史の研究を通じて示せたと思う。
- ・ 僧侶が被差別部落の人々に差別戒名をなぜ付けるのか。その僧侶の偏見というだけでなく、部落外の住民意識（自分たちは部落民より上の存在であり、一緒にしてほしくない）の反映ではないか。その無言の圧力が働いていたのではないか。
- ・ 一見、差別戒名に見えない表現でも、部落内と部落外で明らかに呼称を使い分けているものは差別戒名とみなすべき。
- ・ 私自身、A村の被差別部落の人から「先生たちには見えなくても、私たちには（差別が）見えるんだ」と言わされたときのことが忘れられない。

## <差別戒名を刻まれた墓石を集めて供養した墓地を視察しました>

今回、被差別部落の当事者である横浜国際人権センター長野ブランチ関係者の御案内により、被差別部落の人の墓石に差別戒名（戒名に差別的・侮蔑的な文字を用いること）を用いた事例を視察させていただきました。

これらは、地域の関係者の案内がなければ、(単なる興味本位では)見ることができないものです。

例えば江戸時代に7歳でなくなった女児の墓石に「阿桃程畜童女座」と、「畜」の文字を入れた戒名の墓石がありました。(下左の写真)

今回訪問した墓地では、地域の中で差別戒名を付けられた数十の墓石を当事者の人々が1カ所に集めて、供養碑を建立しています。(下右の写真)



天台宗差別戒名  
「阿桃程畜童女座」(七歳)



供養碑（熱と光・死後まで人間を踏みにじられたひとびと、ここに眠る。ふたたび過ちをくり返してはならない。人間の尊厳にかけて）

齋藤所長のお話を聴き、更にこうした差別戒名の墓石をこの目で見るにつれ、正しい歴史を知ることの大切さと、当事者への差別がいかに根拠のない理不尽なものであるかを改めて痛感しました。

今後、齋藤先生などのご指導を仰ぎながら、本県における被差別部落の歴史をもっと勉強していくたいと感じた今回の視察でした。

(江戸時代の社会構造の中での被差別民の真実を学ぶうえで、上記の齋藤洋一氏が著された「身分差別社会の真実」(講談社現代新書・735円(市販本))は大変参考になります。)

### 差別戒名（さべつかいみょう）とは

かつて日本の仏教で行われた差別的慣習の一つ。

一般的には、被差別部落民に付けられた特殊な戒名をいう。

- ・ 被差別部落民が死亡した際、被差別部落民が文字の読み書きが出来ない事に付け込んで、戒名に被差別部落民の墓だと分かる特定の文字や形式を用いることがあった。
- ・ 具体的には、道号・戒名に「革」「僕」「屠」など侮蔑的な文字を用いることがあった。また「禅畜門(男)」「屠士(女)」「革門」「僕男(女)」「鞍男(女)」「非男(女)」など、一般には用いられない特殊な位号を使用することもあった。「玄田牛一」(タテから読むと「畜生」と読める)といった例もある。また、墓地そのものが地理的条件の悪い土地に設けられることもあった。
- ・ 戦後には、寺の敷地内に侵入して、ある人物の先祖の戒名を探し出し、その人物の祖先の出自を調べる差別事件が問題となつた。
- ・ 近年では、差別戒名を受けられた故人に対する追善法要や、差別戒名の改名が行われている。